衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

投票日
12月14日㈰

投票時間
7時～20時

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の２つの選挙で衆議院議員を選びます。小選挙区選挙は候補者の氏名を、比例代表選挙は政党名を記入し投票します。

また、衆議院議員総選挙に合わせて、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。

問合せ　行政課内選挙管理委員会

入場券の送付

投票所入場券は世帯ごとにはがきで12月３日㈬ごろに発送します。

１つのはがきで最大４人分の入場券になります。12月14日㈰に投票所へ出かけるとき（または期日前投票をするとき）は、はがきをめくり、本人の入場券をミシン目で切り離してお持ちください。

△投票所入場券

◎入場券がないときは

入場券が届いていない人や入場券をなくした人でも、本人であることが確認できれば投票できます。投票所の受付に申し出てください。

※印鑑、身分証明書は不要です。

選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、12月12日㈮ごろまでに各世帯にお届けします。

投票できる人

この選挙で投票できる人は、平成６年12月15日以前に生まれた人で、26年９月１日以前から引き続き碧南市の住民基本台帳に登録されている人（失権者を除く）です。

◎転入（市外から移転）した人

平成26年９月２日以降に碧南市に転入届を出した人は、碧南市では投票できません。前住所地の市町村で投票してください。

投票・開票速報は市ホームページで

アドレス

http://www.city.hekinan.aichi.jp/senkyo.htm

投票速報

９時ごろから１～２時間ごとに発表

開票速報

22時ごろから30分ごとに発表

※開票は、投票日当日の21時から南部市民プラザで行います。

投票所

入場券に記載されている投票所（7ページ参照）で投票してください。なお、11月25日までに市民課へ転居届を出した人は転居先の投票所で、それ以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

期日前投票・不在者投票

投票は、投票日に投票所へ出かけて行うのが原則ですが、次のような理由で12月14日㈰の投票日に投票所へ行けない人は、前もって期日前投票または不在者投票をすることができます。

◎期日前投票または不在者投票ができる人

①投票日に仕事に従事する人
②レジャー、冠婚葬祭などで投票区の区域外にいる人
③病気、けが、出産などのため投票所へ行けない人
④市外に滞在中の人
※④は不在者投票（投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名する方法）になります。なお、平成6年12月5日～15日生まれの人が20歳になる前に投票に来た場合は、不在者投票になります。

◎期日前投票の手続き

とき　12月3日㈬～13日㈯　8時30分～20時
ところ　市役所1階多目的ゾーン

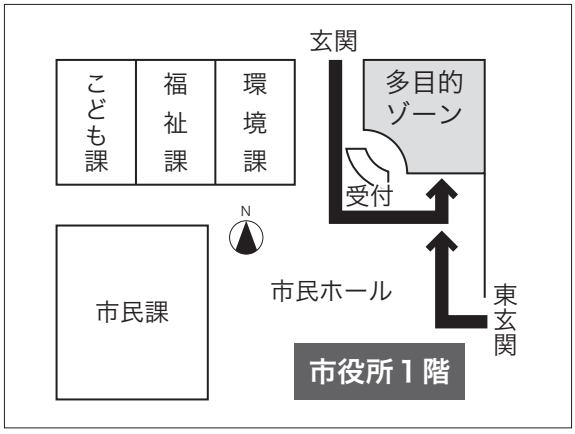

期日前投票の期間中に入場券を持って市役所へお越しください。宣誓書に記載されている期日前投票をする理由のなかから、自分が該当するものを選び、署名すれば期日前投票ができます。
※宣誓書は6ページを切り取るか、期日前投票会場に備付けのものをご利用ください。市選挙管理委員会ホームページからも印刷することができます。

◎不在者投票の手続き

次の場合、不在者投票ができます。
①指定病院および指定老人ホームなどに入院・入所中の人は、病院長または施設長に不在者投票をしたい旨を申し出れば、その病院または老人ホームなどで不在者投票ができます。
②市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
※②の場合は、市選挙管理委員会へ不在者投票を行いたい旨をあらかじめ申し出てください。投票用紙や請求書などのやりとりを郵便で行うため、期間に余裕をみて、早めに申し出てください。

代理投票

体が不自由な人や字の書けない人は、投票所へ来て申し出れば補助者が代筆します。誰に投票したかは絶対に秘密にするよう法律で守られていますので、ご安心ください。

点字投票

視覚障害があり点字のできる人は、点字投票の制度があります。点字器、点字投票用紙は投票所に用意してありますので、受付で申し出てください。

こんな投票は無効です

・誰に投票したかわからないもの
・候補者の名前のほかに余分なことを書いたもの
・候補者以外の名前を書いたもの
・2人以上の候補者の名前を書いたもの
・定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの

最高裁判所裁判官の国民審査とは

最高裁判所裁判官は、内閣が任命しますが、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査が行われます。その後10年が経過し、初めて行われる衆議院議員総選挙の際、さらに審査が行われます。それ以降も同様に行われます。

これは最高裁判所裁判官が憲法の擁護と国民の人権の保障という重大な職責を有しているために、国民が直接投票により適否を判断しようとするものです。

審査の方法

①罷免しよう（やめさせよう）とする裁判官がいる場合は、その裁判官の名前の上の欄に×印を記入してください。
②全員罷免しないと認めるときは、何も書かずに投票してください。
※○、△などを書いた投票は無効です。

期日前投票・不在者投票

国民審査の期日前投票または不在者投票は、衆議院議員総選挙の期日前投票または不在者投票と期間が異なりますのでご注意ください。

とき　12月7日㈰～13日㈯

宣　誓　書

私は、　第４７回　衆議院議員総選挙
第２３回　最高裁判所裁判官国民審査　の当日、次の事由に該当する見込みです。

次のＡからＤのいずれかに○を付けてください。

A	仕事等による場合（１号事由）	仕事、学業、地域行事の役員、本人又は親族の冠婚葬祭に従事
B	旅行等による場合（２号事由）	Ａ以外の用事又は事故のため、 本市区町村以外又は市区町村内に外出、旅行又は滞在
C	病気等による場合（３号事由）	疾病、負傷、出産、身体障害者等のため歩行が困難
D	住所移転による場合（５号事由）	住所移転のため、本市区町村以外に居住

上記は、真実であることを誓います。

平成２６年１２月　　日

氏　　名	
生年月日	大正 昭和　　年　　月　　日生　（　男・女　） 平成
現住所 ※マンション・アパート名も記入してください	碧南市　　町　　丁目　　番地
選挙人名簿に記載されている住所	※現住所と異なる場合のみ記載してください

投票区	名簿番号	区　　分	交付月日
		小選挙区	１２月　　日
		比例代表	１２月　　日
		国民審査	１２月　　日

※　この宣誓書を切り取って使用することも可能です。枚数が足りない場合は、お手数ですがコピーするか、市ホームページより印刷してご利用ください。

切り取り線

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人、または介護保険法による要介護者である選挙人で、次に該当する人は、投票用紙を自宅などで記入し、郵送による投票ができます。

※事前に市選挙管理委員会で手続きが必要です。

【身体障害者】

・両下肢、体幹または移動機能の障害の程度が1・2級の人

・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が1・3級の人

・肝臓または免疫の障害の程度が1～3級の人

【戦傷病者】

・両下肢または体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人

・心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

【要介護者】

・介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人

◎代理記載ができます

代理記載とは、郵便などによる不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙を記載する制度で、次の人が対象になります。

・身体障害者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が1級の人

・戦傷病者手帳を持ち、上肢または視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の人

◎郵便などによる投票の手続き

郵便投票等証明書（原本）を持参または郵送により市選挙管理委員会の確認を受け、投票用紙を請求してください。投票用紙の請求は12月10日㈬17時までです。

なお、郵便投票等証明書の交付を受けていない人は早めに申請してください。

あなたの投票所はこちらです

※今回から第17投票所が変わります。

投票区	投票所名	投票区の区域
第１	西端区事務所（半崎町３－60）	井口町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、上町、神田町、雁道町、北町、島池町、清水町、白沢町、白砂町、宝町、竹原町、鳥追町、半崎町、平山町、吹上町、松原町、桃山町、屋敷町、用久町、若水町
第２	西端下区民館（油渕町１－１）	油渕町、荒居町、湖西町、坂口町、三度山町、洲先町、立山町、広見町、札木町、古川町
第３	西山区民館（西山町７－115）	金山町、久沓町、西山町、東山町、丸山町、山下町
第４	東松江区民館（相生町５－76）	相生町、田尻町、松江町、六軒町
第５	新川公民館（新川町２－１－１）	明石町、浅間町、新川町、山神町
第６	浜尾区民館（住吉町１－94）	篭田町、住吉町、千福町、鶴見町、浜尾町
第７	西部区民館（笹山町３－36）	荒子町、北浦町、笹山町、城山町、新道町、二本木町、平和町、見合町、緑町
第８	東町内会館（鷲塚町５－60）	旭町、縄手町、野銭町、鷲塚町、鷲林町
第９	東部市民プラザ（照光町５－３）	池下町、大堤町、神有町、亀穴町、鴻島町、三角町、照光町、天神町、三宅町、流作町
第10	日進公民館（日進町２－92）	霞浦町、小屋下町、三間町、下洲町、日進町、東浦町、伏見町、平七町、矢縄町
第11	中央中学校体育館（植出町５－２）	植出町、尾城町、中後町、福清水町、踏分町、堀方町
第12	中部公民館（向陽町３－48）	源氏神明町、向陽町、幸町、沢渡町、中山町、野田町、松本町
第13	天道保育園（末広町２－32）	栄町、末広町、須磨町、天王町、道場山町、宮後町
第14	棚尾児童センター（棚尾公民館）（汐田町２－28）	春日町、栗山町、源氏町、作塚町、汐田町、善明町
第15	棚尾ふれあい館（棚尾本町５－35）	雨池町、川端町、志貴町、志貴崎町、棚尾本町、舟江町、弥生町、若宮町
第16	大浜公民館（中町１－53）	石橋町、大浜上町、音羽町、中町、中松町、羽根町、浜寺町、浜町、本郷町
第17	南部市民プラザ（塩浜町７－135）	権田町、塩浜町、築山町、錦町、西浜町、浜田町、港本町 **※大浜小学校体育館から変わります。**
第18	にじの学園（宮町４－１－２）	伊勢町、入船町、権現町、玉津浦町、岬町、宮町、若松町
第19	前浜集落センター（前浜町１－80）	稲荷町、江口町、河方町、川口町、港南町、潮見町、中江町、中田町、前浜町、葭生町

投票日当日は、東部市民プラザ、高齢者元気ッス館（お風呂）、東部児童センター、棚尾児童センターは選挙会場として使用するため臨時休館します。

※自転車などをご利用いただき投票所付近の渋滞緩和にご協力ください。